

# 福岡県公報

令和6年6月18日  
第 505 号

## 目 次

### 告 示 (第360号 - 第371号)

- 土砂災害警戒区域の指定の解除 (砂 防 課) …………… 1
- 土砂災害特別警戒区域の指定の解除 (砂 防 課) …………… 1
- 土砂災害警戒区域の指定の解除 (砂 防 課) …………… 2
- 土砂災害特別警戒区域の指定の解除 (砂 防 課) …………… 2
- 土砂災害警戒区域の指定の解除 (砂 防 課) …………… 2
- 土砂災害特別警戒区域の指定の解除 (砂 防 課) …………… 2
- 土砂災害警戒区域の指定 (砂 防 課) …………… 3
- 土砂災害特別警戒区域の指定 (砂 防 課) …………… 3
- 道路の区域の変更 (道路維持課) …………… 3
- 道路の供用の開始 (道路維持課) …………… 4
- 公金事務の委託に係る告示 (薬 務 課) …………… 4
- 令和6管理年度における知事管理漁獲可能量の変更 (水産振興課) …………… 4

### 公 告

- 行政書士及び行政書士法人に対する懲戒処分 (行財政支援課) …………… 4
- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) …………… 5
- 公共測量の終了 (県土整備総務課) …………… 5
- 公共測量の終了 (県土整備総務課) …………… 5
- 公共測量の終了 (県土整備総務課) …………… 5
- 公共測量の実施 (県土整備総務課) …………… 6
- 公共測量の実施 (県土整備総務課) …………… 6
- 公共測量の実施 (県土整備総務課) …………… 6

- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) …………… 6
- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) …………… 7
- 土地改良区の清算人の就任 (農村森林整備課) …………… 7
- 土地改良区の清算人の就任 (農村森林整備課) …………… 7

### 公安委員会

- 機械警備業務管理者講習の実施 (警察本部生活保安課) …………… 7
- 警備業法第23条に規定する検定の実施 (警察本部生活保安課) …………… 9

## 告 示

### 福岡県告示第360号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定に基づき指定した土砂災害警戒区域（平成25年3月福岡県告示第457号）のうち、次の土地の区域の指定を解除するので、同条第6項において準用する同条第4項の規定により公示する。

令和6年6月18日

福岡県知事 服部 誠太郎

区域の名称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
宮ノ上	嘉麻市岩崎（別紙図面1に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊

備考 別紙図面1は省略し、その図面を嘉麻市役所に備え置いて縦覧に供する。

### 福岡県告示第361号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定に基づき指定した土砂災害特別警戒区域（平成25年3月福岡県告示第458号）のうち、次の土地の区域の指定を解除するので、同条第9項において準用する同条第4項の規定により公示する。

令和6年6月18日

福岡県知事 服部 誠太郎

区域の名称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
宮ノ上	嘉麻市岩崎（別紙図面 1 に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面 1 に記載する表のとおり

備考 別紙図面 1 は省略し、その図面を嘉麻市役所に備え置いて縦覧に供する。

**福岡県告示第362号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定に基づき指定した土砂災害警戒区域（平成21年12月福岡県告示第1979号）のうち、次の土地の区域の指定を解除するので、同条第6項において準用する同条第4項の規定により公示する。

令和 6 年 6 月 18 日

福岡県知事 服部 誠太郎

区域の名称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
身老-1	直方市大字永満寺（別紙図面 1 に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊

備考 別紙図面 1 は省略し、その図面を直方市役所に備え置いて縦覧に供する。

**福岡県告示第363号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定に基づき指定した土砂災害特別警戒区域（平成21年12月福岡県告示第1980号）のうち、次の土地の区域の指定を解除するので、同条第9項において準用する同条第4項の規定により公示する。

令和 6 年 6 月 18 日

福岡県知事 服部 誠太郎

区域の名称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
-------	-----------	---------------------	-------------------------------

身老-1	直方市大字永満寺（別紙図面 1 に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面 1 に記載する表のとおり
------	----------------------------	---------	-------------------

備考 別紙図面 1 は省略し、その図面を直方市役所に備え置いて縦覧に供する。

**福岡県告示第364号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定に基づき指定した土砂災害警戒区域（平成26年3月福岡県告示第222号）のうち、次の土地の区域の指定を解除するので、同条第6項において準用する同条第4項の規定により公示する。

令和 6 年 6 月 18 日

福岡県知事 服部 誠太郎

区域の名称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
永満寺(g)	直方市大字永満寺（別紙図面 2 に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
上境(1)	直方市大字上境（別紙図面 3 に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
下境(2)	直方市大字下境（別紙図面 4 に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
下境(2)	直方市大字下境（別紙図面 5 に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
下境(2)	直方市大字下境（別紙図面 6 に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
下境(c)	直方市大字下境（別紙図面 7 に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊

備考 別紙図面 2 から 7 までは省略し、その図面を直方市役所に備え置いて縦覧に供する。

**福岡県告示第365号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第

57号) 第 9 条第 1 項の規定に基づき指定した土砂災害特別警戒区域(平成26年 3 月福岡県告示第223号)のうち、次の土地の区域の指定を解除するので、同条第 9 項において準用する同条第 4 項の規定により公示する。

令和 6 年 6 月 18 日

福岡県知事 服部 誠太郎

区域の名称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
永満寺(g)	直方市大字永満寺(別紙図面 2 に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面 2 に記載する表のとおり
上境(1)	直方市大字上境(別紙図面 3 に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面 3 に記載する表のとおり
下境(2)	直方市大字下境(別紙図面 4 に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面 4 に記載する表のとおり
下境(2)	直方市大字下境(別紙図面 5 に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面 5 に記載する表のとおり
下境(2)	直方市大字下境(別紙図面 6 に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面 6 に記載する表のとおり
下境(c)	直方市大字下境(別紙図面 7 に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面 7 に記載する表のとおり

備考 別紙図面 2 から 7 までは省略し、その図面を直方市役所に備え置いて縦覧に供する。

**福岡県告示第366号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第 7 条第 1 項の規定に基づき、次の土地の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

令和 6 年 6 月 18 日

福岡県知事 服部 誠太郎

区域の名称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
-------	-----------	---------------------

永満寺- 2	直方市大字永満寺(別紙図面 1 に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊
上境- 1	直方市大字上境(別紙図面 2 に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊
下境- 1	直方市大字下境(別紙図面 3 に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊

備考 別紙図面 1 から 3 までは省略し、その図面を直方市役所に備え置いて縦覧に供する。

**福岡県告示第367号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第 9 条第 1 項の規定に基づき、次の土地の区域を土砂災害特別警戒区域として指定する。

令和 6 年 6 月 18 日

福岡県知事 服部 誠太郎

区域の名称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
永満寺- 2	直方市大字永満寺(別紙図面 1 に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面 1 に記載する表のとおり
上境- 1	直方市大字上境(別紙図面 2 に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面 2 に記載する表のとおり

備考 別紙図面 1 及び 2 は省略し、その図面は直方市役所に備え置いて縦覧に供する。

**福岡県告示第368号**

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第 1 項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から 2 週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和 6 年 6 月 18 日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備 事務所名	道路の 種類	路線名	変更 前後別	区 間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
福岡	県道	福岡 太宰府 線	前	糟屋郡宇美町ゆりが丘七丁目1番9 先から 糟屋郡宇美町ゆりが丘七丁目13番77 先まで	14.0 ～ 47.8	177.0
			後	糟屋郡宇美町ゆりが丘七丁目1番9 先から 糟屋郡宇美町ゆりが丘七丁目13番77 先まで	14.0 ～ 47.8	177.0

## 福岡県告示第369号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和6年6月18日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和6年6月18日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備 事務所名	路線名	供用開始の区間
福岡	福岡 太宰府 線	糟屋郡宇美町ゆりが丘七丁目1番9先から 糟屋郡宇美町ゆりが丘七丁目13番77先まで

## 福岡県告示第370号

地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第243条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公金の支出に関する事務を委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和6年6月18日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 委託を受けた者の名称及び住所又は事務所の所在地

(1) 名称

株式会社福岡銀行

(2) 住所又は事務所の所在地

福岡市中央区天神二丁目13番1号

2 委託した公金の支出に関する事務に係る歳出

福岡県電子処方箋導入促進費補助金

3 法第243条の2第1項の規定による指定をした日

令和6年4月24日

4 委託をした日

令和6年4月24日

## 福岡県告示第371号

漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第5項の規定に基づき、くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚）の令和6管理年度（令和6年4月1日から令和7年3月31日までの期間をいう。）における知事管理漁獲可能量を変更したので、同項において準用する同条第4項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和6年6月18日

福岡県知事 服部 誠太郎

特定水産資源	福岡県に定められた 都道府県別漁獲可能量	知事管理区分に配分する数量	
		知事管理区分	配分数量
くろまぐろ（小型魚）	20.5トン	福岡県くろまぐろ （小型魚）知事管理区分	20.5トン
くろまぐろ（大型魚）	12.4トン	福岡県くろまぐろ （大型魚）知事管理区分	12.4トン

## 公告

公告

行政書士法（昭和26年法律第4号）第14条第1号及び第14条の2第1項第1号の規定に基づき、令和6年6月6日付けで、次のとおり行政書士及び行政書士法人に対する処

分をしたので、同法第14条の5の規定により、公告する。

令和 6 年 6 月 18 日

福岡県知事 服部 誠太郎

登録番号又は法人番号	事務所の所在地及び氏名又は名称	処分内容
18401870	久留米市荒木町荒木486番地39 二熊 優地	戒告
2203501	久留米市荒木町荒木486番地39 行政書士法人にくま総合法務事務所	戒告

### 公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和 6 年 6 月 18 日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 開発区域に含まれる地域の名称  
(第2工区) 小郡市大板井字原口306番2、306番7及び307番2、字後田341番4から341番8まで、350番2から350番6まで及び363番2の一部並びに道路である市有地の一部
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
北九州市八幡西区幸神四丁目7番6号  
辰巳開発株式会社  
代表取締役 今村 誠児

### 公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、福岡市長から次のように公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和 6 年 6 月 18 日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 測量の種類

公共測量（MMSによる画像データ・レーザ点群データ計測）

### 2 測量の実施地域及び終了年月日

実 施 地 域	終 了 年 月 日
福岡市西区の一部	令和 6 年 1 月 31 日

### 公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、宗像市長から次のように公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和 6 年 6 月 18 日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 測量の種類  
公共測量（数値地形図の修正）
- 2 測量の実施地域及び終了年月日

実 施 地 域	終 了 年 月 日
宗像市全域	令和 6 年 2 月 29 日

### 公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、福岡市長から次のように公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和 6 年 6 月 18 日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 測量の種類  
公共測量（基準点測量）
- 2 測量の実施地域及び終了年月日

実施地域	終了年月日
福岡市南区太平寺一丁目地内	令和6年4月30日

**公告**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、行橋市長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和6年6月18日

福岡県知事 服部 誠太郎

## 1 測量の種類

公共測量（都市計画（修正数値図化、数値地形図データ作成））

## 2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
福岡県行橋市全域	令和6年4月30日から 令和7年3月31日まで

**公告**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、独立行政法人水資源機構筑後川下流総合管理所福岡導水事業所長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和6年6月18日

福岡県知事 服部 誠太郎

## 1 測量の種類

公共測量（基準点測量、水準測量、現地測量）

## 2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
------	------

福岡県小郡市福童・赤川地内	令和6年5月22日から 令和7年1月6日まで
---------------	---------------------------

**公告**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、独立行政法人水資源機構筑後川下流総合管理所福岡導水事業所長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和6年6月18日

福岡県知事 服部 誠太郎

## 1 測量の種類

公共測量（基準点測量、現地測量）

## 2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
福岡県筑紫野市山口地内	令和6年5月22日から 令和6年6月30日まで

**公告**

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和6年6月18日

福岡県知事 服部 誠太郎

## 1 開発区域に含まれる地域の名称

糸島市二丈深江八丁目1818番1及び1818番6から1818番43まで、二丈深江字井牟田3059番の一部並びにこれらの区域内の道路である市有地の一部

## 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

久留米市国分町743-2

昭和建設株式会社

代表取締役 戸田 誠二

## 公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和6年6月18日

福岡県知事 服部 誠太郎

### 1 開発区域に含まれる地域の名称

古賀市青柳字山見坂226番2、226番3、231番2、231番3、231番8、233番1、233番4、233番5、233番8から233番10まで、235番2、237番1、237番2、238番、239番1から239番4まで、239番9、240番1、240番2、241番1、242番1、3727番4の一部及び3727番5から3727番7まで並びに3728番、4001番2、4001番3の一部及び4002番2

### 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

鹿児島県鹿児島市谷山港二丁目5番32号

セイコー運輸株式会社

代表取締役 鳥部 敏雄

## 公告

解散した清算法人 前田土地改良区から清算人の就任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第68条第4項において準用する同法18条第18項の規定により次のように公告する。

令和6年6月18日

福岡県知事 服部 誠太郎

氏名	住所
清水 孝則	行橋市大字上稗田578番地
金丸 友広	行橋市大字下稗田1114番地
松本 邦弘	行橋市大字前田1899番地2

竹下 智昭

行橋市大字中川171番地

馬場 政弘

行橋市大字下検地462番地1

## 公告

解散した清算法人 山田土地改良区から清算人の就任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第68条第4項において準用する同法18条第18項の規定により次のように公告する。

令和6年6月18日

福岡県知事 服部 誠太郎

氏名	住所
佐野 弘道	豊前市大字四郎丸1449番地3
是繁 政明	豊前市大字四郎丸471番地
前田 傳次郎	豊前市大字川内224番地1
渡邊 重敏	豊前市大字川内1862番地1
寺中 敏夫	豊前市大字川内3069番地
杉永 一二三	豊前市大字鳥越238番地1

## 公安委員会

### 福岡県公安委員会告示第142号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第42条第2項第1号に規定する機械警備業務管理者講習（以下「講習」という。）を次のとおり実施するので、警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号。以下「講習規則」という。）第13条において準用する同規則第2条の規定により公示する。

令和6年6月18日

福岡県公安委員会

- 1 講習の区分  
機械警備業務管理者講習
- 2 講習の期日、時間及び場所

講習期日	講習時間	講習場所
令和6年7月31日（水） から同年8月2日（金） までの間	午前9時30分から午後5時30分まで（ 最終日の講習については、午後3時40 分までとし、その後修了考査を実施す る。）	北九州市門司区小森江三 丁目9番1号福岡県警察 警備員教育センター

- 3 受講定員  
38名
- 4 受講申込手続等
  - (1) 事前（電話）受付期間
    - ア 受付日  
令和6年7月1日（月）及び同年7月2日（火）
    - イ 受付時間  
午前9時00分から午後4時00分までの間
  - (2) 受付場所  
北九州市門司区小森江三丁目9番1号  
福岡県警察警備員教育センター
  - (3) 必要書類  
機械警備業務管理者講習受講申込書（講習規則別記様式第1号） 1通  
※申込書には、申込前6月以内に撮影した無帽、無背景の顔写真を貼付すること。
  - (4) 講習受講手数料  
39,000円  
※受講申込時、福岡県領収証紙により納付すること。  
また、納付した手数料については、受講申込みを取り消した場合又は受講しなかつた場合においても返還しない。
  - (5) 申込方法等
    - ア 受講を希望する者は、まず4(1)の受付期間内に、必ず福岡県警察警備員教育セ

ンターの受付専用電話（093（381）2627）に電話して受講希望の事前申込みを行い、受付番号を取得すること。ただし、先着順で受付を行い、受付期間中であっても定員に達したときは、受付を行わないこととする。

※ 受付専用電話以外での事前受付は、一切行わない。

イ 受付番号を取得した者は、事前申込みを行った当日を含めた2日以内の午前9時00分から午後4時00分までの間に、受付場所である福岡県警察警備員教育センターに赴き、受付番号を申告するとともに、4(3)に掲げる必要書類に受講手数料を添えて受講申込みを行うこと。

※ 書類持参以外（郵送等）の申込みは、一切受け付けない。

ウ 受付番号を取得した場合であっても、事前申込みを行った当日を含めた2日以内に、受講申込手続を行わなかった者の受付番号及び事前申込みは、無効とする。

エ 受講申込みは、原則として受講希望者本人が行うこと。ただし、やむを得ない事情等により代理人が行う場合は、受講希望者本人の委任状を持参すること。

5 講習修了証明書の交付等

- (1) 講習最終日に修了考査を実施する。
- (2) 機械警備業務管理者講習の課程を修了し、かつ、修了考査に合格（80パーセント以上の成績を合格とする。）した者に対し、機械警備業務管理者講習修了証明書を交付する。

6 その他

- (1) 講習受講の際には、筆記用具を持参すること。
- (2) 講習に関する問い合わせは、福岡県の休日を定める条例（平成元年福岡県条例第23号）第1条第1項に規定する県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時45分までの間、福岡県警察本部生活保安課警備業係（電話092（641）4141内線3173、3174）に対して行うこと。
- (3) 受講申込書（講習規則別記様式第1号）については、福岡県警察警のホームページからダウンロードすることができる。
- (4) 福岡県領収証紙については、受付場所である福岡県警察警備員教育センターでは販売していないことから、受講申込みに際しては、事前に購入しておくこと。

**福岡県公安委員会告示第143号**

警備業法（昭和47年法律第117号）第23条に規定する検定を次のとおり実施するので、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第7条の規定により公示する。

令和6年6月18日

福岡県公安委員会

## 1 検定の種別

交通誘導警備業務2級

## 2 検定の実施日、時間及び場所

実施日	実施時間	実施場所
令和6年10月3日（木）	午前9時00分から 午後6時00分までの間	北九州市門司区小森江三丁目9番1号 福岡県警察警備員教育センター
令和6年10月4日（金）		

※ 上記表の実施時間中、午前9時00分から午前9時30分までの間を受付時間とし、午前9時30分から筆記試験を開始する。

また、全ての試験が終了した時点をもって、検定終了時刻とする。

## 3 受検定員

各検定15名

## 4 受検資格

福岡県内に住所を有する者又は福岡県内の営業所に属する警備員

## 5 検定の方法

検定は、学科試験及び実技試験により行う。

なお、学科試験（5枝択一式20問）の後、実技試験を行うが、学科試験において不合格（90パーセント以上の成績に満たない場合）となった者については実技試験を行わない。

## 6 学科試験及び実技試験

## (1) 学科試験

ア 警備業務に関する基本的な事項

イ 法令に関すること。

ウ 車両等の誘導に関すること。

エ 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

## (2) 実技試験

ア 車両等の誘導に関すること。

イ 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

## 7 検定申請手続等

## (1) 事前（電話）受付期間

ア 受付日

令和6年8月13日（火）及び同年8月14日（水）

イ 受付時間

午前9時00分から午後4時00分までの間

## (2) 受検申請手続期間

事前（電話）申込日又はその翌日の午前9時00分から午後4時00分までの間

## (3) 受検申請手続場所

ア 住所地を管轄する警察署

イ 営業所を管轄する警察署

## (4) 必要書類

ア 必須書類

(ア) 検定申請書（検定規則別記様式第1号）1通

(イ) 写真2枚（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの）

イ 必要に応じて添付すべき書類

(ア) 住所地を管轄する警察署に申請する場合

住所地を疎明する書面（住民票の写しのコピー、運転免許証のコピー等）

(イ) 営業所を管轄する警察署に申請する場合

営業所に属していることを疎明する書面（営業所所属証明書等）

(5) 検定手数料

14,000円

※ 検定手数料については、福岡県領収証紙により納付すること。

また、検定手数料は、申請受付後に申請を取り消した場合又は受検しなかった場合についても返還しない。

(6) 申請方法

ア 受検を希望する者は、原則として受検希望者本人が、まず7(1)の事前（電話）受付期間内に、受付専用電話（080-4059-9319）に電話して事前申込み（1電話につき1名）を行い、事前受付番号を取得すること。ただし、先着順で事前受付を行い、受付期間中であっても、定員に達したときは受付を締め切ることとする。

※ 受付専用電話以外での事前受付は、一切行わない。

イ 事前（電話）申込みを行い事前受付番号を取得した者は、7(2)のとおり、事前申込みを行った当日又はその翌日の午前9時00分から午後4時00分までの間に、7(3)のとおり、住所地又は営業所の所在地を管轄する警察署に事前受付番号を申告するとともに、7(4)に掲げる必要書類に検定手数料を添えて受検申請し、受検票の交付を受けること。

※ 書類持参以外の方法による申込み（郵送等）は、一切受け付けない。

ウ 事前受付番号を取得した場合であっても、7(2)の受検申請手続期間（2日間）内に受検申請手続きを行わなかった者の事前受付番号及び事前申込みは、無効とする。

エ 受検申請手続きは、原則として受検者本人が行うこと。ただし、やむを得ない事情等により代理人が行う場合は、受検者本人の委任状を持参すること。

8 成績証明書の交付

学科試験及び実技試験ともに合格（90パーセント以上の成績を合格とする。）した者に対し、即日、成績証明書を交付する。

9 その他

(1) 検定当日は、受検票、筆記用具、警笛及び動きやすい服装（靴）を必ず持参する

こと。

(2) 検定に関する問い合わせは、福岡県の休日を定める条例（平成元年福岡県条例第23号）第1条第1項に規定する県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時45分までの間、福岡県警察本部生活保安課警備業係（電話092（641）4141内線3173、3174）に対して行うこと。

(3) 検定申請書（検定規則別記様式第1号）については、福岡県警察のホームページからダウンロードすることができる。

(4) 福岡県領収証紙の売りさばき所については、福岡県庁のホームページで確認することができる。